

上砂川町パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱(案)

(趣旨)

第1条 この要綱は、性の多様性を認め合い、誰もが個人として尊重され、自分らしく人生のパートナーや大切な人と安心して暮らせるまちの実現を目指すため、パートナーシップの宣誓の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとして同等の権利を有し、責任をもって協力し合う約束をした一方又は双方が、性的マイノリティ（性的指向（人の恋愛・性愛がいずれの性別を対象とするかを表すものをいう。）が必ずしも異性愛のみではない者又は性自認（性別に関する自己意識のことをいう。）が出生時に割り当てられた性別と異なる者をいう。）である二人の関係をいう。
- (2) 宣誓 町長に対し、双方が互いのパートナーであり、パートナーシップにあることを誓うことをいう。
- (3) 申告 町長に対し、転入（新たに上砂川町（以下「町」という。）の区域内に住所を定めることをいう。以下同じ。）前に町長が別に定める他の地方公共団体（以下「特定地方公共団体」という。）において宣誓と同様の行為を行ったこと及び双方が互いのパートナーであり、パートナーシップにあることを申告することをいう。

(宣誓又は申告の要件)

第3条 宣誓又は申告をすることができる者は、宣誓又は申告の日において、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 宣誓又は申告をしようとする者の双方が民法（明治29年法律第89号）第4条の成年に達していること。
- (2) 宣誓又は申告をしようとする者のいずれか一方が町の区域内に住所を有する者又は宣誓の日から3月以内に転入を予定している者であること。
- (3) 宣誓又は申告をしようとする者の双方に配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻關係と同様の事情にある者を含む。）がなく、かつ、宣誓又は申告をしようとする者以外にパートナーシップがないこと。
- (4) 宣誓又は申告をしようとする者の双方の関係が民法第734条から第736条までの婚姻をすることができない者でないこと。ただし、パートナーシップに基づく養子縁組の関係にある場合を除く。

(宣誓の方法)

第4条 宣誓をしようとする者（以下「宣誓者」という。）は、そろって町職員の面前において、パートナーシップ宣誓書（別記第1号様式。以下「宣誓書」という。）に自ら記入し、町長に提出するものとする。

2 前項の宣誓書には、次に掲げる書類を添えて町長に提出するものとする。

- (1) 住民票の写し若しくは住民票記載事項証明書（いずれも宣誓の日以前3月以内に発行されたものであって、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第8号の2の個人番号の記載がないものに限る。）又は転入を予定していることが確認できる書類
- (2) 戸籍個人事項証明書又は婚姻要件具備証明書（いずれも宣誓の日以前3月以内に発行された

ものに限る。)

(3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

3 宣誓者は、宣誓する日時等についてあらかじめ町と調整するものとする。

4 町長は、宣誓者の方又は双方が、病気、障がい等により宣誓書に自ら記入することができないと認める場合は、当該宣誓者の双方が立会いの上、当該宣誓者以外の者に代筆をさせることができる。

(本人確認)

第5条 町長は、宣誓者又は申告者が本人であることを確認するため、次の各号のいずれかの書類の提示を求めるものとする。

(1) 個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項の個人番号カードをいう。）

(2) 旅券（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第2条第5号の旅券をいう。）

(3) 運転免許証（道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条第1項の運転免許証をいう。）

(4) 前3号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証又は資格証明書等（本人の写真が貼付されたものに限る。）であって当該宣誓者又は申告者が本人であることを確認するため町長が適当と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる書類の提示をすることができない場合は、町長が適当と認める書類をもってこれに代えることができる。

(通称名の使用)

第6条 宣誓者又は申告者は、宣誓書又は申告書に戸籍上の氏名と併せて通称名（戸籍上の氏名以外の呼称であって、社会生活上通用している氏名をいう。以下同じ。）を使用することができる。

2 前項の規定により通称名を使用するときは、第4条第2項各号（申告をしようとする場合にあっては、住民票の写し又は住民票記載事項証明書）に掲げる書類のほか、社会生活において当該通称名を使用していることが確認できる書類を提出するものとする。

(受領証等の交付)

第7条 町長は、第4条の規定により宣誓をした者の双方が第3条各号の要件を満たしていると認める場合は、当該宣誓をした者から提出された宣誓書及び添付書類を受領するとともに、パートナーシップ宣誓書受領証（別記第2号様式）及びパートナーシップ宣誓書受領証明カード（別記第3号様式）（以下これらを「受領証等」という。）並びに宣誓書の写しを当該宣誓をした者の双方に交付するものとする。ただし、宣誓をした者の双方が町の区域内に住所を有しない場合であって、当該宣誓をした者の方又は双方が宣誓の日から3月以内に転入を予定しているときは、受領証等に代えて、パートナーシップ宣誓制度転入予定者受付票（別記第4号様式。以下「転入予定者受付票」という。）を当該宣誓をした者の方に交付するものとする。

2 前項ただし書の転入予定者受付票の交付を受けた者の一方又は双方が宣誓の日から3月以内に転入をしたときは、当該転入をした日から14日以内に、住民票の写し又は転入をしたことを証する書類を添えて町長に申し出るものとする。この場合において、転入予定者受付票の交付を受けた者の一方又は双方が町の区域内に住所を有したことを見認めたときは、町長は、宣誓をした者の双方に交付した当該転入予定者受付票と引換に当該宣誓をした者の双方に受領証等を交付するものとする。

3 前項の転入予定者受付票を亡失により添付することができない場合は、町長が適当と認める書類の提示をもってこれに代えることができる。

(申告)

第8条 申告をしようとする者（以下「申告者」という。）は、その双方がパートナーシップ宣誓継続申告書（別記第5号様式。以下「申告書」という。）に自ら記入し、転入前に特定地方公共団体から交付を受けた前条第1項の受領証等に相当する書類（以下「受領証等相当書類」という。）及び住民票の写し又は住民票記載事項証明書を添えて町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申告書の提出を受けたときは、申告書において申告者の双方の同意を得た上で、遅滞なく当該申告者が転入前に住所を有していた特定地方公共団体に通知するものとする。

3 町長は、第1項の規定により申告書を提出した者の双方が第3条各号に掲げる要件を満たしていると認めるときは、町長に対し、宣誓書の提出があったものとみなし、受領証等を当該申告者の双方に交付するものとする。この場合において、当該申告者に係る宣誓は、申告書の提出があった日に行われたものとみなす。

4 第4条第2項及び第3項の規定は、第1項の規定による申告について準用する。

(子に関する記載)

第9条 宣誓者又は申告者（特定地方公共団体において交付された受領証等相当書類にこの関する記載がある者を除く。）の一方又は双方と同居し、かつ、生計を一にする未成年の実子又は養子（以下この条及び次条において「子」と総称する。）がいる場合であって、当該宣誓者又は申告者の双方が受領証等に当該子の氏名の記載を求めるときは、子に関する届出書（別記第6号様式）に記入し、町長に届け出るものとする。宣誓又は申告をした者の双方が新たに当該宣誓又は申告をした者の一方又は双方の子の氏名の記載を求めるときも、同様とする。

2 前項の子に関する届出書には、子との関係性を確認することができる次に掲げる書類を添えて町長に届け出るものとする。

(1) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書（いずれも届出の日以前3月以内に発行されたものであって、住民基本台帳法第7条第8号の2の個人番号の記載がないものに限る。）

(2) 戸籍全部事項証明書（届出の日以前3月以内に発行されたものに限る。ただし、日本国籍を有しない者は、受領証等に記載を求める子及びその両親の名前が記載されている外国の公的機関が発行した出生証明書等）

(3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

3 前2項の規定により記載を求めた子が成年に達したときは、当該成年に達した日の翌日に同項の規定による届出は、その効力を失うものとする。

(受領証等の再交付)

第10条 受領証等の交付を受けた者の方又は双方が当該受領証等を毀損し、又は亡失したこと等により受領証等の再交付を求める場合は、パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書（別記第7号様式）に現に有する受領証等を添えて町長に申請するものとする。ただし、受領証等を添えて申請することができないやむを得ない事由があると町長が認めたときは、当該受領証等の添付を要しないものとする。

2 第5条の規定は、前項の規定による申請について準用する。

3 町長は、第1項の規定による申請があった場合は、当該申請の内容を確認し、適當と認めるときは、当該申請をした者に新たな受領証等を交付するものとする。

4 第1項及び前項の規定にかかわらず、前条第3項の規定により子に関する届出の効力が失われたときは、町長は、宣誓又は申告をした者の方又は双方にその旨を通知するとともに、現に有する

受領証等と引換えに当該子の記載がない新たな受領証等を交付するものとする。ただし、現に有する受領証等と引換えに新たな受領証の交付を受けることができないやむを得ない事由があると町長が認めたときは、当該受領証等の引換えを要しないものとする。

(受領証等の変更)

第11条 受領証等の交付を受けた者の方又は双方は、宣誓書又は申告書に記載した内容又は現に有する受領証等の記載されている内容に変更が生じた場合は、次条第1項各号のいずれかに該当する場合を除き、パートナーシップ宣誓書受領証等変更届（別記第8号様式）に現に有する受領証等のほか次に掲げる書類を添えて町長に届け出るものとする。ただし、受領証等を添えて届け出ることができないやむを得ない事由があると町長が認めたときは、当該受領証等の添付を要しないものとする。

- (1) 戸籍上の改姓又は改名の場合にあっては、戸籍個人事項証明書（届出の日以前3月以内に交付されたものに限る。）又は戸籍上の氏名を証する書類
- (2) 住所の変更の場合にあっては、住民票の写し（届出の日以前3月以内に交付されたものに限る。）又は現在の住所を証する書類
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 第5条の規定は、前項の規定による申請について準用する。

3 町長は、前項の規定による届出があった場合は、その内容を確認し、適当と認めるときは、当該届出を行った者に新たな受領証等を交付するものとする。

(受領証等の返還)

第12条 受領証等の交付を受けた者の方又は双方は、次の各号のいずれかに該当するときは、パートナーシップ宣誓書受領証等返還届（別記第9号様式）に受領証等を添えて、町長に届け出るものとする。ただし、受領証等を添えて届け出ることができないやむを得ない事由があると町長が認めたときは、当該受領証等の添付を要しないものとする。

- (1) 双方の意思によりパートナーシップを解消したとき。
 - (2) 一方が死亡したとき。
 - (3) 双方が町の区域内に住所を有しなくなったとき。
 - (4) 第3条第3号又は第4号の要件に該当しなくなったとき。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が受領証等の返還が必要と認めるとき。
- 2 前項（第3号に掲げる場合に限る。）の規定にかかわらず、受領証等の交付を受けた者が、特定地方公共団体に転出（上砂川町の区域外へ住所を移すことをいう。）をした場合であって、当該特定地方公共団体の長に対し、受領証等を提出したときは、同項の規定は適用しない。
- 3 町長は、前項の規定による届出が、受領証等の交付を受けた者の一方からあった場合は、その内容を確認し、適当と認めるときは、遅滞なくもう一方の受領証等の交付を受けた者に対し、当該届出を受理したこと通知するものとする（第1項第2号の事由により届出があった場合を除く。）。

(届出受領事実証明書の交付)

第13条 町長は、第11条第1項の規定により届出をした者が同項第2号の要件に該当する場合であって、当該届出をした者が求めるときは、上砂川町パートナーシップ宣誓書受領事実証明書（別記第10号様式）を交付するものとする。

(宣誓書又は申告書の受領の取消し)

第14条 町長は、宣誓又は申告をした者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該宣誓又は申告

をした者が提出した宣誓書又は申告書の受領を取り消すものとする。

(1) 虚偽又は不正の事実に基づいて宣誓をしたことが判明した場合

(2) 受領証等を不正に使用したことが判明した場合

2 前項の規定により宣誓書又は申告書の受領を取り消された者は、直ちに受領証等を町長に返還するものとする。

(周知及び啓発)

第15条 町長は、町民及び事業者に対し、この要綱に基づくパートナーシップの宣誓の趣旨が十分に理解され、公平かつ適切な対応が行われるよう、周知及び啓発に努めるものとする。

(個人情報の取扱い)

第16条 町長は、宣誓をした者から提出された個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び上砂川町個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年上砂川町条例第2号）に基づき適切に取り扱うものとする。

(施行細目)

第17条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

パートナーシップ宣誓書

上砂川町長 様

私たちは、上砂川町パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱に基づき、双方が互いのパートナーであり、パートナーシップにあることを宣誓します。

年 月 日

フリガナ 氏 名 (自署)	宣誓者	宣誓者
戸籍上の氏名		
生年月日	年 月 日	年 月 日
住 所		
電話番号		
代筆者氏名 ・住所 (自署)		

※職員記入欄

宣誓	

パートナーシップ宣誓に当たっての確認書兼同意書

私たちは、上砂川町パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱に基づき、パートナーシップの宣誓をするに当たり、次の確認事項の記載事実と相違ないこと及び同要綱の規定を遵守することを確認します。また、現況確認のため、住民票に記載されている事項について、本制度の所管部署が確認すること及び宣誓の事実及び内容について関係部署に情報提供することに同意します。

記入日 年 月 日

氏名 (自署)	宣誓者	宣誓者

要綱の規定	確認事項（該当するものは□に✓を付けてください）	確認欄
第2条第1号及び 第2号	互いを人生のパートナーとして同等の権利を有し、責任をもって協力し合う約束をした一方又は双方が、性的マイノリティである二人の関係であること。	<input type="checkbox"/>
第3条第1号	宣誓の日において成年に達していること。	<input type="checkbox"/>
第3条第2号	1 宣誓の日において双方が町内に住所を有している。	<input type="checkbox"/>
	2 宣誓の日において一方が町内に住所を有している。	<input type="checkbox"/>
	3 宣誓の日において一方又は双方が市内への転入を予定している。 氏 名： 転入予定日： 年 月 日	<input type="checkbox"/>
第3条第3号	宣誓の日において双方に配偶者（事実婚の関係にある者を含む。）がないこと及び宣誓者以外の者とパートナーシップの関係にないこと。	<input type="checkbox"/>
第3条第4号	宣誓の日において双方が民法第734条から第736条までの婚姻をすることができない者でないこと（パートナーシップに基づく養子縁組の関係にある場合を除く。）。	<input type="checkbox"/>

※宣誓される方の本人確認書類を提示してください。

【添付書類確認欄】

- 現住所を確認する書類（□住民票の写し □住民票記載事項証明 □町内への転入を予定している者にあっては、その事実を確認することができる書類）
- 配偶者がいないことを証明する書類（□戸籍個人事項証明書（戸籍抄本） □婚姻要件具備証明証明書（独身証明書））
- 通称名を使用する場合は、その通称名が社会生活において使用されていることが確認できる書類

第 号

パートナーシップ宣誓書受領証

_____様 _____様

(生年月日： 年 月 日) (生年月日： 年 月 日)

上砂川町パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第4条の規定により提出されたパートナーシップ宣誓書を受領したことを証します。

年 月 日

上砂川町長

印

【注意事項】

- ・この受領証及びパートナーシップ宣誓書受領証明カード（別記第3号様式）（以下これらを「受領証等」という。）を毀損し、又は亡失した場合等には、宣誓書が保存されている場合に限り、パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書（別記第7号様式）により、再交付の申請をすることができます。
- ・要綱第12条の規定に基づき次の各号に該当するときは、パートナーシップ宣誓書受領証等返還届（別記第8号様式）に受領証等を添付し、町長に届け出してください。
 - (1) 双方の意思によりパートナーシップ（※）を解消したとき。
 - (2) 一方が死亡したとき。
 - (3) 双方が町外に転出したとき。（上砂川町がパートナーシップ宣誓制度の相互利用に関する協定等を締結している市町村に転出する場合であって、パートナーシップ宣誓書受領証等継続使用申請書を町長に提出した場合を除きます。）
 - (4) 上記のほか、一方又は双方が宣誓の要件に該当しなくなったとき。
- ※パートナーシップとは、互いを人生のパートナーとして同等の権利を有し、責任をもって協力し合う約束をした一方又は双方が、性的マイノリティである二人の関係をいいます。
- ・要綱第14条の規定に基づき宣誓をした者が虚偽又は不正の事実に基づいて受領証等の交付（再交付を含みます。）を受けた場合又は受領証等を不正に使用した場合は、宣誓書の受領を取り消します。その場合は、直ちに受領証を町長に返還しなければなりません。

【特記事項】

（戸籍上の氏名（通称名を使用している場合）、再交付年月日又は同居し、かつ生計を一にする未成年の子の氏名等

【受領証の提示を受けた皆さまへ】

上砂川町では、性の多様性を認め合い、誰もが個人として尊重され、自分らしく人生のパートナーや大切な人と安心して暮らせるまちの実現を目指しています。

この受領証は、互いを人生のパートナーとして同等の権利を有し、責任をもって協力し合う約束をした二人が上砂川町長に対してパートナーシップの宣誓を行い、上砂川町がそれを受けお二人の関係を認めたことを証するものです。

この受領証の提示を受けた皆さまには、上記の趣旨及びお二人の関係に御理解を頂き、公平かつ適切な対応をしていただくようお願いします。

また、受領証を提示したお二人の関係について、御本人の同意なく口外することのないよう御注意ください。

【問合せ先】上砂川町役場住民課戸籍年金係（電話0125-62-2220）

別記第3号様式（第7条第1項関係）

(表面)

パートナーシップ宣誓書受領証明カード	
（ 年 月 日生） （ 年 月 日生）	
上砂川町パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱に基づき、パートナーシップの宣誓をしたことを証します。	
年 月 日	上砂川町長 印

(裏面)

番号：第 <u> </u> 号	宣誓日： <u> </u> 年 <u> </u> 月 <u> </u> 日
このカードは、互いを人生のパートナーとして責任をもつて協力し合う約束をした関係であることを、上砂川町長に宣誓したお二人に交付しています。	
法的な効力を有するものではありませんが、この趣旨を十分御理解いただきますようお願いいたします。	
【特記事項】 (戸籍上の氏名（通称名を使用している場合）、再交付年月日又は同居し、かつ生計を一にする未成年の子の氏名等)	
【問合せ先】上砂川町役場住民課戸籍年金係 (電話 0125-62-2220)	

備考

- 1 特記事項欄には、通称名を使用している場合には戸籍上の氏名を記載する。
- 2 受領証等を再交付した場合には、再交付年月日を特記事項欄に記載する。
- 3 背景等は、適宜意匠を加えるものとする。

パートナーシップ宣誓制度転入予定者受付票

____ 様 _____ 様

上砂川町パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第4条の規定により提出されたパートナーシップ宣誓書を受領したことを証します。

なお、お二人は宣誓の日において、上砂川町民でないことからこのパートナーシップ宣誓書の受領については、お二人のうちいずれか一方が上砂川町民となったときに効力が生じますことを申し添えます。

年　月　日

上砂川町長

印

宣誓番号	第　　号
宣誓年月日	年　月　日
転入予定日	年　月　日

【本票の有効期限：　　年　月　日】

- 宣誓者のうちいずれか一方が上砂川町内に転入した場合は、本票に住民票の写し又は転入したことを証する書類を添えて申出をしてください。本票と引換えにパートナーシップ宣誓書受領証及びパートナーシップ宣誓書受領証明カードを交付いたします。
- 上記有効期限までに、申出がない場合は、宣誓の要件を欠くものとして、提出書類一式をお返します。有効期限までの申出が困難な場合は、あらかじめ問合せ先まで御連絡ください。
- 上記有効期限の経過をもって、本票は効力を失います。

【問合せ先】上砂川町役場住民課戸籍年金係（電話0125-62-2220）

パートナーシップ宣誓継続申告書

上砂川町長様

私たちは、上砂川町パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱に基づき、住所の異動前に上砂川町が連携する地方公共団体から一方又は双方が性的マイノリティでパートナーシップにある旨の証明としてパートナーシップ宣誓に係る受領証等に相当する書類の交付を受けたこと及び双方が互いのパートナーであり、パートナーシップにあることを申告します。

年　月　日

フリガナ 氏　名 (自署)	申告者	
戸籍上の氏名		
生年月日	年　月　日	年　月　日
住　所		
電話番号		
子の氏名 生年月日 ※新たに記載する場 合は別途届出要	年　月　日	
	年　月　日	
代筆者 氏　名 住　所 (自署)		

※職員記入欄

宣誓 番号	
----------	--

パートナーシップ宣誓継続申告に当たっての確認書兼同意書

私たちは、上砂川町パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱に基づき、パートナーシップの申告をするに当たり、次の確認事項の記載事実と相違ないこと及び同要綱の規定を遵守することを確認します。また、現況確認のため、住民票に記載されている事項について、本制度の所管部署が確認すること並びに申告の事実及び内容について、関係部署に情報提供すること及び転入前に居住していた地方公共団体に通知することに同意します。

記入日 年 月 日

氏 名 (自署)	申告者	申告者

要綱の規定	確認事項（該当するものは□に✓を付けてください）	確認欄
第2条第1号及び 第3号	互いを人生のパートナーとして同等の権利を有し、責任をもって協力し合う約束をした一方又は双方が、性的マイノリティである2人の関係であること。	<input type="checkbox"/>
第3条第1号	申告の日において成年に達していること。	<input type="checkbox"/>
第3条第2号	1 申告の日において双方が町内に住所を有している。	<input type="checkbox"/>
	2 申告の日において一方が町内に住所を有している。	<input type="checkbox"/>
第3条第3号	申告の日において双方に配偶者（事実婚の関係にある者を含む。）がないこと及び申告者以外の者とパートナーシップの関係にないこと。	<input type="checkbox"/>
第3条第4号	申告の日において双方が民法第734条から第736条までの婚姻をすることができない者でないこと（パートナーシップに基づく養子縁組の関係にある場合を除く。）。	<input type="checkbox"/>

※申告される方の本人確認書類を提示してください。

【添付書類確認欄】

転入前に居住していた地方公共団体から交付を受けたパートナーシップ宣誓に係る受領証等に相当する書類

現住所を確認する書類（□住民票の写し □住民票記載事項証明）

別記第6号様式（第9条第1項関係）

子に関する届出書

年　月　日

上砂川町長 様

上砂川町パートナーシップの宣誓の取扱いに要する要綱第9条第1項の規定により次の子について、パートナーシップ宣誓書受領証及びパートナーシップ宣誓書受領証明カードへの記載を希望しますので届け出ます。

宣誓をする（をした）者の一方又は双方と同居し、かつ、生計を一にする未成年の実子又は養子

フリガナ			
氏名			
生年月日	年	月	日
			年齢
住所			

※次の宣誓をする（をした）者との関係を確認できる書類を添付してください。

- 1 住民票の写し 又は 住民票記載事項証明書
- 2 戸籍全部事項証明書 又は 日本国籍を有しない者は外国の公的機関が発行した出生証明書等

※子に関する記載は、子が成年に達するときまで有効とします。

宣誓をする（をした）者

上記の子の実親又は養親	左記の者のパートナー
フリガナ	
氏名 (自署)	
上記が通称名の場合 戸籍上の氏名	
生年月日	年　月　日
住所	年　月　日

届出される方

フリガナ	
氏名	
住所	
連絡先	

※届出される方の本人確認書類を提示してください。

別記第7号様式（第10条第1項関係）

パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書

上砂川町長様

年　月　日　付で交付されたパートナーシップ宣誓書受領証等の再交付を受けたいので、上砂川町パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第10条第1項の規定により申請します。

年　月　日

宣誓をした者

フリガナ 氏名			
上記が通称名 の場合、戸籍 上の氏名			
生年月日	年　月　日	年　月　日	
宣誓の日	年　月　日	宣誓番号	第　　号

申請者（宣誓をした者のいずれか一方の者に限る）

氏名			
住所			
連絡先			
再交付申請の理由 (□に✓を付けてください。)	<input type="checkbox"/> 毀損 <input type="checkbox"/> 亡失 <input type="checkbox"/> その他()		
再交付を希望する書類 (□に✓を付けてください。)	<input type="checkbox"/> パートナーシップ宣誓書受領証 <input type="checkbox"/> パートナーシップ宣誓書受領証明カード		

※申請される方の本人確認書類を提示してください。

※亡失以外の理由で再交付を申請する場合は、交付済みの受領証等を添付してください。

別記第8号様式（第11条第1項関係）

パートナーシップ宣誓書受領証等変更届

上砂川町長様

上砂川町パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第11条第1項の規定により次のとおり変更があつたことを届け出ます。

年 月 日

宣誓をした者

フリガナ			
氏名			
上記が通称名の場合、戸籍上の氏名			
生年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
宣誓の日	年 月 日	宣誓番号	第 号

変更事項

フリガナ 氏名	変更前		
	変更後		
	変更日		
住所	変更前		
	変更後		
	変更日		
その他 ()	変更前		
	変更後		
	変更日		

届出者（受領者のどちらかに限る）

氏名	
住所	
連絡先	

※届出者の本人確認書類を提示してください。

【添付書類】

変更内容が確認できる書類（戸籍個人事項証明書（戸籍抄本） 住民票の写し

その他（ ））

パートナーシップ宣誓書受領証及び宣誓書受領証明カード

※宣誓書受領証等を添付できない場合の事由 亡失 その他（ ）

別記第9号様式（第12条第1項関係）

パートナーシップ宣誓書受領証等返還届

上砂川町長様

上砂川町パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第12条第1項の規定によりパートナーシップ宣誓書受領証及びパートナーシップ宣誓書受領証明カードを返還します。

届出日： 年 月 日

宣誓をした者

氏名			
生年月日	年 月 日	年 月 日	
宣誓日	年 月 日	宣誓番号	第 号

届出者（宣誓をした者のいずれか一方の者に限る）

氏名	
住所	
連絡先	
返還する理由 (□に✓を付けて ください。)	<input type="checkbox"/> 宣誓に係るパートナーシップを双方の意思により解消した。 ※パートナーシップを解消することに同意します。 <u>氏名(自署)</u> _____ <u>氏名(自署)</u> _____ <input type="checkbox"/> 宣誓者の一方が死亡した。 <input type="checkbox"/> 宣誓者の双方が町外に転出した。 <input type="checkbox"/> 宣誓に係るパートナーが民法第734条から第736条までの婚姻をすること ができる者に該当した。 <input type="checkbox"/> その他 ()
返還するこ とが き な い 書 類 (□に✓を付けて ください)	<input type="checkbox"/> パートナーシップ宣誓書受領証 <input type="checkbox"/> パートナーシップ宣誓書受領証明カード ※受領証等を返還できない事由 <input type="checkbox"/> 亡失 <input type="checkbox"/> その他 ()

※届出者の本人確認書類を提示してください。

※届出者ではない宣誓者に対して、届出があったことを通知します。

※上砂川町がパートナーシップ宣誓制度の相互利用に関する協定等を締結している市町村へ転出し、
その際に「パートナーシップ宣誓書受領証等継続使用申請書」を提出している方は、転出先に通知
する必要がありますので、こちらにも御記入ください。

上記内容について本返還届の写しを転出先の市町村へ提供することに同意します。

氏名(自署) _____ 氏名(自署) _____

パートナーシップ宣誓書受領事実証明書

上砂川町パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第13条の規定に基づき提出されたパートナーシップ宣誓書を受領した事実を証します。

年 月 日

上砂川町長

印

届出済の内容		
フリガナ 氏名 (自署)	宣誓者	宣誓者
戸籍上の氏名		
生年月日	年 月 日	年 月 日
届出日及び 宣誓番号	年 月 日 (号)	
宣誓受領証等の返還届出者		
戸籍上の氏名 又は通称名		
返還届出日	年 月 日	
返還事由	年 月 日 (届出者のうち	の死亡による。)

担当課（問合せ先）
上砂川町役場住民課
電話 0125-62-2220